

平成30年 7 月 23 日

第45回指定都市市長会議

午後2時11分開会

○事務局長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第45回指定都市市長会議を開催させていただきます。

私は、指定都市市長会事務局長の高倉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、各市長の皆様におかれましては、ご多忙のところ会議にご出席いただき、また、広島市及び岡山市におかれましては、災害対応に日々ご尽力される中、時間を割いてお越しいただき、誠にありがとうございます。平素より指定都市市長会の諸活動につきましてご指導、ご協力いただき、心からお礼を申し上げます。

本日の資料につきましては、机上に配付しておりますが、右側には本日ご議論いただく資料を、左側には午前中にご議論いただいた部会の報告事項を置いておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、指定都市市長会の会長であります横浜市の林市長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

○横浜市長 座ったままで失礼いたします。本日は、公務ご多忙の中お集まりいただき、本当にありがとうございます。

市長会議の開会に先立ちまして、6月18日に発生いたしました大阪府北部地震、そして平成30年7月豪雨で被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。度重なる災害と甚大な被害に言葉もありません。200人を超える方々が命を奪われ、さらに避難生活を余儀なくされている方々が数多くいらっしゃいます。困難な状況が続いていると思ひますが、一日も早い復旧・復興を心から願っております。

今回の豪雨による被害に対して、指定都市市長会は「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用いたしました。また、国の「被災市区町村応援職員確保システム」のもと、関係機関と連携し、被災された自治体への支援を行っております。今後とも、被災地の方々に寄り添って、皆様とご一緒に支援を継続してまいります。

さて、5月14日、15日に開催した指定都市サミットin札幌では、秋元市長をはじめ、札幌市の皆様にさまざまなご配慮をいただきました。改めて感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、鈴木浜松市長には、6月5日、指定都市を応援する国会議員の会の開催にご尽力

をいただきました。多くの市長の皆様にもご出席いただき、指定都市を取り巻く課題について意見交換を行っていただきました。

続いて、6月6日には、門川京都市長に、「医療的ケア児に対する十分な支援体制の確保」について加藤厚生労働大臣、「下水道施設の改築への国費負担の継続」について、石井国土交通大臣に指定都市市長会を代表して提言していただきました。両市長におかれましては、本当にありがとうございました。

昨日閉会した第196回通常国会では、指定都市が長年にわたり見直しを求めてきた「改正災害救助法」が成立いたしました。希望する全ての指定都市が「救助実施市」の指定を受け、発災時に機動力を持って、より迅速に対応に当たれるように、引き続き皆様とともに取り組んでまいります。

また、生活困窮者自立支援法等の改正では、松井広島市長、福田川崎市長に、有識者会議をはじめとした検討会議に指定都市市長会を代表して参加をしていただきました。お2人のご尽力もあり、自立支援施策と貧困ビジネス対策の強化が図られました。ありがとうございます。

さらに、7月5日には、第32次地方制度調査会が発足いたしました。人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年問題などを見据え、自治体行政のあり方が問われております。調査会での議論を注視するとともに、指定都市としての意見をしっかり届けていきたいと思っております。

これからも市民生活をしっかりと守り、広く社会の発展に貢献していくために、一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

午前中の各部会に続き、市長会議も自由闊達なご議論をいただきたいと思っております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。ここで報道機関の皆様をお願いいたします。これ以降につきましては記者席のほうからの取材ということで、よろしく願いいたします。

本日は、郡仙山市長におかれましては公務のためご欠席となります。また、さいたま市、相模原市、新潟市、大阪市、北九州市は副市長の方に代理出席をいただいておりますのでご報告を申し上げます。

なお、公務のため、河村名古屋市長におかれましては15時ごろに、竹山堺市長におかれ

ましては15時20分ごろにご退出される予定でございます。

それでは会議に入りたいと思います。指定都市市長会規約第9条第5項によりまして、会長が議長になることになっておりますので、林会長よろしくお願いいたします。

○横浜市長 それでは、規約に従いまして会議の議長を務めさせていただきます。本日の会議の終了時刻ですが、16時を予定しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議題に入ります。

はじめに、「(1)平成30年7月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請(案)」についてです。冒頭のご挨拶でも触れさせていただきましたが、200人を超える方々が命を奪われただけではなく、今なお約4,500の方が避難生活を余儀なくされています。市民の皆様の生活をしっかりお支えするべく日々陣頭指揮に奔走されている中、時間を割いて、松井広島市長、大森岡山市長にもお越しいただいております。被害の状況や復旧・復興の状況についてご報告をいただければと思います。

代表して、松井市長から広島市の状況についてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○広島市長 それでは、この場をお借りいたしまして、平成30年7月豪雨による災害に対しまして、指定都市市長会及び各市からお見舞い、ご支援をたくさんいただいておりますことについて厚く御礼申し上げます。

本市のほうの被災状況をご説明させていただきたいと思います。お手元に資料があるとありますので、ご覧いただければと思います。

本市では、平成30年7月5日から8日にかけてまして、多いところで累積雨量が489ミリに達するなど記録的な豪雨に襲われております。土石流、河川の氾濫などによりまして、市内の広い範囲で甚大な被害が発生いたしました。

今回の豪雨災害では、本日の朝8時現在で22名の方が亡くなっておられまして、今なお3名の方の捜索を続けております。建物被害に関しましては、これもやはり現時点でありますけれども、さらなる被害認定の調査を続行しておりますけれども、これまでの段階で全壊が86棟、半壊が164棟、一部損傷が98棟、床上浸水が40棟、床下浸水が460棟となっております。多くの方が避難生活を強いられているという状況があります。

そのほかに、学校施設、庁舎、公民館、保育園等、公共施設も浸水、土砂流入等によっ

て被害が出ております。また、法面、兼用護岸の崩壊によりまして、幹線道路が寸断、あるいは橋梁の崩落、洗掘による橋梁の損傷等々も発生しております。今後の復旧のための輸送ルートとして欠かせないだけでなく、日常の市民生活あるいは経済活動の基盤となっております道路、鉄橋、鉄道、橋梁などの公共インフラも甚大な被害があるという状況であります。

大規模な土石流、河川の氾濫、これは農地への堆積土砂、あるいはビニールハウスの倒壊なども招いておりまして、農林水産業へも大きな被害をもたらしております。

この豪雨災害による被害総額、現時点での見積もり、これは道路、橋梁、河川、下水道、公園といった公共土木施設と農林水産業被害、ざっと合わせまして現時点で134億数千万になるというふうな見込みであります。

近隣の市町にも甚大な被害も発生しております。被災された方々の一日も早い生活立て直しに向けて、今後国と県と連携して全力で取り組んでおる状況であります。ありがとうございました。

○岡山市長 岡山市も甚大な被害を受けました。指定都市市長会からのお見舞い、そして、各都市からのご支援、お見舞い、また横浜市から職員の応援等々、本当にありがとうございました。

実は岡山というのは日本のオランダと言われているんです。干拓でできた町でありまして、ちなみに海拔ゼロメートル地帯が東京湾の倍の広さであります。今回は、2日間の雨量としては未曾有のものでありまして、実に7600を超える棟の浸水被害があり、床上浸水だけで2200を超えております。現在、片づけ等々もだんだんと行っているところでありますが、少しでも早く日常を取り戻せるよう全力を挙げているところであります。

ただ、やっぱり今後の予防というのが最も重要でありまして、治水対策、また排水施設の増強等、全力を尽くしてやらなければならないと思っております。皆さん方のご協力、ご支援、よろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○横浜市長 両市長、被害の状況をご報告いただき、誠にありがとうございます。指定都市市長会全体としてしっかりとご支援をしてまいりたいと思っております。大変な状況だと思っておりますが、ぜひよろしく願いいたします。

指定都市市長会としては、被災地の皆様の安全・安心を守り、一日も早い復旧・復興を

支援するために、必要な事項について国へ要請していきたいと考えております。つきましては、要請の詳細につきまして、災害復興特命担当の大西熊本市長よりご説明をお願いいたします。

○熊本市長 それでは、平成30年7月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請についてご説明をいたします。資料1をご覧くださいと思います。

ただいま、松井広島市長、また大森岡山市長より被害状況についてご報告をいただきましたけれども、このたびの豪雨災害は大変甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになりました皆様方、そのご家族を初め、被害を受けられた全ての皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

被災地の一日も早い復旧・復興のためには、国の取組を強化、加速していただくことが必要と考えまして、本要請を提案するものでございます。

まず、1項目めは、仮住宅の提供について、被災の程度にかかわらず、実質的に居住困難となっている場合には、災害救助費の対象とすることなどを求めるものです。

2項目めは、災害査定の簡素化や、改良復旧を積極的に推進するための措置を求めるものです。

3項目めは、民有地内の災害廃棄物及び堆積土砂等の撤去について、省庁の垣根を越えた国庫補助制度の整備を求めるものです。

4項目めは、鉄道等の公共交通の早期復旧に向けて支援を求めるものでございます。

5項目めは、農林水産、営農再開に向けた必要な支援や、小規模企業、中小企業の事業再開が円滑にできるよう特別な支援を求めるものです。

6項目めは、観光産業に関して、風評被害対策や文化財への被害に対する財政措置を求めるものです。

7項目めは、内水浸水等による災害防止のため、補助率のかさ上げ等も可能とする予算制度の創設を求めるものです。

それから、8項目めは、このたびの災害における被害発生箇所を鑑み、河川改修事業に係る予算の大幅な増額を行い、事業のスピードアップを図ることなどを求めるものです。

9項目めは、規模の大きなため池等、地方自治体で応急対応が困難な施設について、専門家の派遣等の支援体制の充実を求めるものです。

10項目めでございますが、被災自治体等が行う復旧・復興に向けた国の財政支援と、そ

れを具体化するための補正予算の編成を求めるものです。

要請については以上でございます。

引き続き、資料1（参考資料①）をご覧ください。1、これまでの経過でございますけれども、7月8日に、行動計画に基づきまして、被災地を含むDブロックの今年度幹事市であります熊本市の先遣隊が情報収集のため広島県に入りました。そして、翌9日には、災害状況や国の動きを踏まえ、林会長が行動計画の適用を速やかに決定し、中央連絡本部を事務局に設置するとともに、熊本市の先遣隊がそのまま広島県庁に現地支援本部を立ち上げ、総務省のシステムに基づく現地調整会議に参加いたしまして、総務省や全国知事会とともに、広島県のみならず、岡山県、また愛媛県内を含む被災地全体の対口支援の組み合わせの検討、調整に当たり、現在の支援体制となっているところでございます。

なお、13日には熊本市の対口支援が本格化し始めたことに伴いまして、現地支援本部の機能を、Bブロックの今年度幹事市であります相模原市に引き継ぎ、以降18日までは、相模原市が、被災地での調整や情報収集に当たりました。18日、対口支援の追加決定等を東京で検討、調整することとなったことに伴いまして、現地支援本部の機能を中央連絡本部に統合しております。

2番は飛ばしまして、3、対口支援等の状況でございますが、20日時点で（1）のとおり、仙台市と新潟市が岡山県総社市を、川崎市と千葉市が広島県坂町を、横浜市が岡山市を、浜松市が広島県竹原市を、名古屋市が広島県三原市を、福岡市が東京都、埼玉県とともに岡山県倉敷市を、そして熊本市が愛媛県西予市を、対口支援により応援職員の派遣等を行っているところでございます。

また、（2）のとおり、県、市の一体的な支援で、さいたま市と埼玉県が岡山県倉敷市を、静岡市と静岡県が広島県呉市を支援しております。

さらに（3）のとおり川崎市と千葉市が広島県坂町、横浜市と熊本市が愛媛県西予市、浜松市が広島県竹原市、熊本市が岡山県倉敷市に、それぞれ総務省のスキームに基づきまして、災害マネジメント総括支援員を派遣しております。

4、人的支援の状況ですが、こちらにつきましては、別添の資料1（参考資料②）に、行動計画に基づく人的支援の状況をまとめております。この2週間弱の間で延べ約1,400人の応援職員の派遣を行いまして、各自治体の災害対策本部の運営支援や避難所の運営、家屋被害認定調査や罹災証明の発行に係る業務に当たっております。

また、5のその他の支援状況のとおり、4番に掲げたもの以外でも、個別の協定や、関

西広域連合等の広域的な枠組み等のさまざまな形で被災地の支援に入っておりまして、例えば消防、水道、それから環境、ごみ等々、これ以外にも個別の協定に基づく派遣等を、指定都市各市から多数の職員派遣をいただいております。本当にありがとうございます。

6、今後の動きでございますが、支援ニーズの変化や、支援の長期化も見込まれますので、現時点で対口支援を行っていない指定都市につきましても、追加支援や支援の引き継ぎ等に必要な準備を行い、引き続き20市で連携しまして被災地を支援していきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告、ご説明についてご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

それでは、原案のとおり提言について決定したいと思います。ご承認いただけますね。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 どうもありがとうございます。それでは、大西市長、特命担当として国への提言活動をよろしくお願いいたします。

○熊本市長 要請活動をやってまいります。

○横浜市長 ありがとうございます。

次に移ります。「(2)大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する指定都市市長会提言(案)」でございます。

これも、特命担当の大西熊本市長よりご説明をお願いしたいと思います。

○熊本市長 それでは引き続き、大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する指定都市市長会提言についてご説明をさせていただきます。

先月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震では、4名の方の尊い命が奪われるとともに、多くの方が負傷されまして住家や道路といった都市インフラにも甚大な被害が発生をいたしました。今回の地震では、ブロック塀の安全対策のほか、帰宅困難者対策など大都市ならではの課題も明らかになったことから、次の9項目を提案いたしま

す。

お手元の資料2をご覧ください。まず、1、ブロック塀等の安全対策でございますが、(1) 学校施設については早急な財源確保、交付金の算定割合の引き上げや補助対象事業費の下限額の撤廃、緊急工事や過年度の調査費用等についても補助対象とすること。(2) 学校施設以外の公共施設についても、各自治体における整備促進のため、国の施策における防災上の配慮事項にするとともに、財政支援を含めた対策を講じること。(3) 民間所有のブロック塀等については、各自治体の実施をする助成制度に対する財源の確保と、新たな助成制度を構築すること。

それから、2、災害救助法における救助範囲の拡大については、罹災証明書は応急修理や応急仮設住宅の供与といった救助の実施に不可欠であるため、その交付関連業務も災害救助法等に規定する救助の種類に加えること。

3、被災者の生活再建支援制度の見直しについては、現状では対象となっていない半壊、また一部損壊については、特に配慮を必要とする世帯や、被害の程度が大きい世帯、さらには宅地被害についても支援金の支給対象とすること。

次のページです。4、統一的な被災者支援システムの導入については、熊本地震では多くの被災者があったことから、罹災証明の発行や各種支援制度の給付を行うために大変なマンパワーが必要となったわけでございますが、このためにも何らかのシステムによる処理が必要になりました。これらのことを踏まえまして、自治体間での応援業務をより円滑にし、迅速な被災者支援等を行うため、国において全国統一的なシステムを導入することを求めます。

それから、5として、災害に強いまちづくりの推進では、(1) 上下水道の管路等の耐震化について、技術的、財政的支援を行うこと。(2) ガス・電気等ライフラインの強靱化に対し指導監督を行うこと。(3) 地震発生時におけるエレベーター閉じ込め対策のさらなる促進に必要な措置を講ずること。

それから、6、適切な情報提供などの推進については、(1) 外国人旅行者や障がいなどにより必要な情報を得られない方の安全確保のため、適切な情報提供の推進を図ること。(2) SNS等による誤った情報の拡散による混乱、デマによる混乱を回避するため、災害時に信頼できる情報の収集や提供について検討すること。

最後に、7、帰宅困難者対策の充実として、(1) ですけれども、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の備蓄物資に対する財政支援や、施設の運営に関し、法制度上の担保も含

めたルールづくりを行うこと。また、(2) としまして、災害時の鉄道情報等の発信方法について検討すること。

以上でございまして、これらの項目は大規模災害の実態を踏まえた被災者支援、都市部における災害時の安全確保や、被災地の早期の復旧・復興のための提案となっておりますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○横浜市長 大西市長、ありがとうございます。ご説明いただきましたが、かなりきめ細かに網羅されていると思います。

大阪市の鍵田副市長、もし補足がございましたら、どうぞおっしゃってください。

○大阪市副市長 まず、今回の震災に当たりまして、指定都市の皆様にはいろいろとご心配をおかけしました。また、被災自治体に対しまして、ご支援、お見舞いもいただいているところございまして、まず被災自治体を代表して、この場をおかりして御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

提言につきまして、今、熊本市長さんからもご説明いただきましたけれども、ブロック塀の問題ですとか、あるいは通勤通学時の震災対応の問題ですとか帰宅困難者対策の問題、いろんな新たな課題も出てきまして、今、大阪市でもその課題検証を行っているところでございます。また機会がいただければ、そういうご報告もさせていただきたいと思います。

また、緊急対応ということで、既に被災を受けた各自治体でブロック塀の補助制度など、独自でつくっているところもあるんですけども、今回、指定都市市長会としてご提言いただくということで、我々も大変心強く思っておりますのでよろしく願いしたいと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告についてご意見はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 これも国への提言活動については、大西市長にご一任したいと思います。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 どうもありがとうございました。大西市長、本当にありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。「(3) 性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請(案)」です。

これも熊本市からのご提案です。提案者である大西熊本市長よりご説明をお願いします。

○熊本市長 今回、性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関して提案をさせていただきます。

本市では、昨年2つのLGBT支援団体から、性的少数者の支援に関する要望を受けまして、実際、生活上どのような困難を抱え、また行政にどのような支援を求めているのか、私自身が直接当事者の方々からお話を聞く機会をいただきました。そのような機会を通して、社会全体が性的少数者に対して正しい知識を持つとともに、その抱えている困難等についても十分理解し、寄り添った対応ができるよう努めていくことが必要と強く感じるところでございます。

それでは、お手元の資料3をご覧くださいと思います。まず、国における性的少数者への取組としましては、第3次男女共同参画基本計画において、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や、性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要であるという基本的な考え方が示され、第4次男女共同参画基本計画では、内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省等の関係府省が担当府省とされており。

また、平成27年11月に、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例に基づき、東京都渋谷区でパートナーシップ証明制度が日本で初めて導入され、同時に、東京都世田谷区、さらに札幌市、福岡市及び大阪市などの8都市が既にパートナーシップ制度を導入しているところでございます。さらに、今後、千葉市、さいたま市などで導入が検討されているということで伺っておりまして、全国的に広がりを見せてきております。

このような状況を踏まえますと、国においても、あらゆる性別、性的指向、性自認、性表現が尊重されるよう、社会環境の整備に取り組むとともに、自治体が進めるパートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進などの取組に対して支援を行うことが必要と

思われます。平成26年12月には、オリンピック憲章に性的指向による差別禁止が盛り込まれておりまして、東京2020大会開催地の日本でも喫緊に取り組むべき課題と考えております。誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重し合える社会の実現を目指しまして、国として、次の2つの事項に早期に取り組むよう、この2点を国に対して要望するものでございます。

まず1点目は、各府省が所管している性的少数者に係るさまざまな施策を総合的に調整し、一元管理する組織を明確にすることにより、国としての取組を強化すること。

また2点目として、国として性の多様性を認め合う社会の実現に向けて、先行自治体の取組事例や意見等を踏まえ、性的少数者への理解促進や、取組の強化に関する取組方針を示すこと。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明についてご意見ございますか。

少し私からお話しさせていただきたいと思います。横浜市も、性的少数者の皆様お一人お一人に寄り添った支援や周囲の理解を促進するための啓発事業を行ってまいりました。既にパートナーシップ制度を導入している都市もあり、これから社会の動向も踏まえながら、この施策の充実を図っていかなくてはならないと考えているところです。パートナーシップ制度というのは直接的な支援ですし、啓発の面でも大変有用な施策だと思いますが、どうしても自治体間で対応に差があります。その差がいつまでも続くことは私も問題かと思っており、指定都市がこの取組をリードしていくために、大西市長にご説明いただいたような内容を指定都市市長会としてぜひ要請していきたいと考えておりました。

皆様、いかがでしょうか。よろしければ、この内容で国へ要請をさせていただきたいと思っております。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 では、大西市長、よろしく申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは次に、「(4)「国際的なスポーツ大会の誘致」に関する指定都市市長会要請(案)」です。

広島市からご提案ですので、松井広島市長よりご説明をお願いします。

○広島市長 ここにありますように、国際的なスポーツ大会、いろいろな形で開くこと、これは市民のスポーツに対する関心を高めていく、そしてスポーツをすることの動機づけになり、競技力を向上するということになりますと、そういったことを契機に人が集まって動く、そして回り回って地域経済の活性化という多面的な波及効果がございますので、ある意味で地方の活性化のために大いに役立つということでもあります。

そんな中で、指定都市をはじめとして、各都市で競技施設とか交通網、あるいは宿泊施設、これを積極的に自分たちのところに引き込もうということで整備している中でありますけれども、こういった取組状況を前提にしながら、国のほうでも昨年3月に第2期のスポーツ基本計画で、スポーツを通じての地域活性化という大きな目標を掲げました。そして、スポーツ目的の訪日外国人旅行者も250万程度という形になっておりますし、さらにツーリズムということと関連して3800億、こういった消費額を倍増させていこうというふうな考え方も推進しております。

こんな中で、自治体の中では地域スポーツコミッション等を設置して、170に拡大することを目指すという、こんな積極的な取り組みをやっておりますので、各都市も、地域活性化という観点に立って国際的なスポーツ大会を誘致する。その際に、国の積極的関与というものをお願いできないかということでもあります。自治体の取組に波及性がございますので、そういったことも前提に国へお願いすると。しかも、地域特性、取組の波及性といえますか、強弱もありますけれども、それらを踏まえながら適切な支援をお願いしたいということが本分であります。

中央競技団体等に対して、主体的に大会をより多く誘致するような働きかけ、それと現行助成制度において、各都市での誘致の取組が活かされるような工夫をする拡充ということとはできないだろうか。そして、具体的には、出入国時における相談窓口を国で設置していただく、そして各都市における誘致活動から開催の決定、さらには大会の運営という一連の活動、行動を継続的に支援できるような工夫をしていただければということをご提案したいと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、ただいまの松井広島市長のご提案について、ご意見を頂戴したいと思います。

○札幌市長 昨年、札幌で冬季のアジア大会を開催いたしました。これは選手、役員の数が2000人を超える数でありましたけれども、例えば空港施設を利用するときに、空港施設を所管する国交省などと、大会役員だとか、あるいはVIPの動線の関係、あるいは制限区域内に立ち入る、そういったような調整が必要でありました。加えて、入国に関しましてはビザの関係、事前に大会のID申請の際に、その手続をしていただいてビザの発給にかえるとか、そういう形で、事前に外務省、法務省などの各省庁とのやりとりをさせていただくことでスムーズになります。このように大きな大会になりますといろいろな関係省庁との調整で、ある程度国のほうでの相談窓口を一元化していただくような仕組みを考えていただくほうが、スムーズに物事が進むだろうということを強く感じたところでございまして、とりわけ、この(2)のところは要請の中に取り入れていただいたということは大きいかなというふうに思っております。

○横浜市長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

横浜市も国際大会の誘致をさせていただいております。例えば世界トライアスロンシリーズの大会については、ここ数年継続して開催しておりますが、かなり大変ですから、札幌市長がおっしゃっていたような窓口を国がしっかり持っていることが大事です。国際的なスポーツ大会を開催すると相当いろいろな経済効果もありますし、市民の方、子供たちにも喜んでいただけますが、地域によっては開催や誘致に向けた課題もあります。市長会議における情報交換などを通して、皆で協力していきたいと考えます。

それでは、この要請活動を松井広島市長にご一任してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 では、よろしく申し上げます。どうもありがとうございます。

続いて、「(5) 地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言(案)」です。これは横浜市からご提案させていただいておりますので、私からご説明申し上げます。

地域における外国人材のさらなる活躍に向けた取組の推進ですが、まず提案の理由です。日本の企業の99.7%が中小・小規模事業者で、各都市の経済活性化のためには、中小・小規模事業者の経営基盤強化に向けたきめ細かな支援を行っていくことが重要です。特に中小企業の人手不足は深刻であり、人材確保に向けた支援が喫緊の課題です。

こうした中、6月に閣議決定された、いわゆる骨太の方針では、生産性向上や国内人材の確保とともに、移民政策とは異なるものとして、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる新たな在留資格を創設することとされています。来年4月からの運用開始に向け、月内にも関係閣僚会議が開催されると報道されています。本提言は、指定都市をはじめとする地方自治体の実情を踏まえ、地域における外国人材の更なる活躍を推進していく視点から、国に検討を行っていただくため提案するものです。

提言の内容ですが、「1 中小・小規模事業者における外国人材の受入拡大」では、(1)として、大学や専門学校等と企業、経済団体、地方自治体が連携して外国人留学生の就職、定着を図る取組などへの支援を拡充することです。(2)として、中小企業白書2018や日本商工会議所の提言等で、特に人手不足が深刻とされている情報通信業・建設業・製造業などの業種において、非上場企業に就労する際の在留資格申請手続の簡素化など、中小・小規模事業者による一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人材の受入・育成の拡充に取り組むこと。(3)として、大都市部において深刻な人手不足が顕著な介護分野について、介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援を充実させること、国家試験の試験回数の拡大など資格が取得しやすくなるよう試験制度を見直すことや、介護福祉士を目指して来日した外国人留学生の人材確保のため、2022年度以降における外国人留学生の准介護福祉士が介護できる環境を整備することです。

また、「2 地域における生活環境整備や地域コミュニティとのつながり支援」として、骨太の方針2018で示された、地域における生活環境整備や地域コミュニティとのつながり支援の充実に向けては、地方自治体の意見を踏まえた検討を進めるとともに、国において必要な財政措置を講じることについて提言しております。

以上でございます。

それではご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○浜松市長 基本的には賛成でございますし、ぜひすべきだと思うんですけども、少しこの提言に補足強化をお願いしたいと思っております。実は、浜松を初め、自動車産業の盛んなところは、この問題はもう30年近く取り組んでまいりまして、ご存じのとおり、1990年の入管法の改正で、日系という資格で無条件に外国人労働者を入れたんですね。当時、国は出稼ぎと呼んでいまして、一定程度稼げばすぐ国に戻るだろうというふうに思っていたのが、どんどん定住化をしていったんですね。そういう人たちが、例えば浜松です

と最盛期2万人を超えるブラジル人がおりましたけれども、こういう人たちとの共生をいかにしていくかというのは、国から地方自治体に丸投げでございました。

ですから、日本語の支援をどうするか、あるいは子供たちの日本語教育をどうするか、学校における外国語の支援をどうするかとか、極端な話、ごみ出しのルールまできちっと教えていかなければいけない。あるいは、ブラジルの場合は地方税がないものですから、日本に来ると二重に税金を取られるんじゃないかということで、いわゆる滞納が増えてしまったとか、いろいろな問題が実は現場で発生をしております、こういう問題について情報公開をして国に提言していこうということで、浜松の提案で2000年に外国人集住都市会議というのが結成されまして、そこで年2回サミットを開催し、国に提言活動を行ってまいりました。

そうした経験を踏まえて、1つ文言を入れていただきたいと思います。日本は出入国管理政策、いわゆるどういう資格で外国人を入れてくるか、あるいは滞在資格をどうするか、ここは実に厳しくやっています。ただし、入れた後のいわゆる社会統合政策、外国人とどう共生していくかという部分について全く無策でございます。ですから、ここをしっかりと強化していく必要があります。出入国管理政策とあわせて、社会統合政策を進めることという一言を入れていただければ、それで国の担当や、これに関わっている人たちは、社会統合政策という一言で意味を理解しますので、ぜひそれを入れていただきたい。

それと、これを推進する所管の組織をつくっていただきたい。我々はずっと、もう10年近く外国人庁の設置を国に求めてまいりました。省庁横断的な調整機能というのは全然機能しません。ということで、例えば消費者庁をつくることによって、一気に消費者行政が進むように、きちっと所管の組織をつくれれば、実に国の官僚の皆さんはよく働いてくれますので、社会統合政策をしっかりと進めていくためにはその所管の組織をつくっていただきたい。

この2点をぜひ書き加えて提言をしていただきたいというのが、私からの提案でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。そのほかご意見ございますか。

○広島市長 今のご意見、ごもっともなんですけれども、そうするとこの書きぶりのところですけども、初めから2行目の「移民政策とは異なるものとして」というのを受容

した上で社会統合政策として、でしょうか。

○浜松市長　そうです。

○広島市長　それとも、移民政策とは異なると言っているけれども、実質、移民政策ではないかというふうなことを言わないとその論理に入らないんですか、大丈夫ですか。

○浜松市長　そんなことはなくて、別に移民と言わなくも、社会統合政策というのは十分通じますので、大丈夫でございます。

○広島市長　指定都市市長会として、ダブルスタンダードを認めるかどうかということをお願いなんですけれども。移民政策とは異なるものと位置づけて社会統合政策をやるのか、移民政策をどうするかということきちっと踏まえた上で、社会統合政策というのが論理だと思うんですけれども。

○浜松市長　厳密に言えば、移民政策イコール社会統合政策ではございませんので、外国人が長期滞在したり、定住化をする人たちが来たときに、その人たちとどう共生していくかという、その部分の施策が欠けているというのが社会統合政策が欠如しているということでございますので、直接的な移民政策とはイコールではないので、そこは大丈夫だと思います。

○広島市長　例えば実際問題、(2)の専門的な技術、専門性のある人を即戦力としてこちらに来ていただく。だけれども、滞在期間が長くなると、地域とのつき合いができれば、こちらで例えば結婚するとなったときに、そういった方々を日本国としてどう受け入れるか。必ず移民政策そのものをどうしているかということの反射的效果としての受け入れをどうするかというのが出てくるわけです。そこを手つかずにして、ここだけで解決しようとする、以前問題が起こったように送り返さないかとか、期限が来ると、事実婚をしても切断して返さなければいかんとかなるんですね。

そのところはやっぱりちゃんと議論してくれと、その上でということ、私は正面から言うておくべきだと思います。

○静岡市長 広島市長がおっしゃった論点、実は指定都市共通の大変大事な課題で、まさに自治体をリードする我々がこれについてどう先鞭をとるかということは、会長自身の思いも込めて深めていく必要があると思います。

私は遅かれ早かれ、日本も移民政策に門戸を開かなければならなくなると思います。今国会でも、門戸を広げる施策として法改正をしたのはご存じのとおりだと思います。

国は、移民政策と言うと非常にハードルが高くなるので、そういう言葉を消しながら行っているというのが実情でダブルスタンダードなわけです。しかし、やはり自治体があるところを踏み込んでやっていくということは、1つの国の政策をリードする指定都市の役割なのかなというふうに思います。

口では共生都市とか言いながらも、実態はそこまで日本人の意識が追いついていないというのが、本市を含め全国各所にあるわけで、ここを社会的な包摂、統合とどういうふうに位置づけて、徐々に国を開いていくかということは、経済社会を担っていくためにも、女性の次はお年寄り、その次は外国人人材で支えていかなければ、この少子高齢化、人口減少時代は支えられませんので、林会長、これは1つ大きな論点としてぜひ深めてから、きちっとした提言を出すべきだと私は思います。

○横浜市長 神戸市長、お願いします。

○神戸市長 鈴木浜松市長のご意見に賛成です。社会統合という言葉はやはり入れるべきではないかと思いますが、しかし、移民社会に向かって踏み出すかどうかということは国内世論も大変分かれている問題ですし、恐らくこれを真正面から議論すると、指定都市市長会としても、コンセンサスを得るにはなかなか時間がかかると思いますから、指定都市市長会として移民政策に賛成であるかのような表現を避けていただいて、社会統合という表現を入れていただきたいというふうに希望します。

○静岡市長 神戸市長がおっしゃることはよくわかるのですが、あえてこの議論は避けて通れないと思うのです。我々こそ、この議論をきちんと整理した上でコンセンサスを得て、そして社会的統合の先には移民政策、これはヨーロッパの数多くの教訓があるわけで、そして国際社会では、日本はこれがどうしても求められるという中での入国管理行政

をこれからやっていかなければいけないということは、ここで逡巡をした上で、まとまらないからダブルスタンダードでいいやという発想では、国が今直面している問題と同じでありますから、やはり指定都市として、事務方にお任せするにしても、ある程度の方向性、社会的統合の次には移民政策に対して、我々指定都市や行政という意味でも、あるいはSDGsの達成のためにも、国を開いていくという先鞭をつくるという方向性を持って提言をまとめるべきだと私は思います。

○横浜市長 移民政策への考え方について、賛成と反対両方のご意見が出ておりますが、その他のご意見はございますか。

○広島市長 今の問題意識、私自身の現時点の問題意識は、都市の多様性をこれから認めていこうという、その総論では多くの皆さん了解なんですけれども、個別になったときに、例えば世界レベルで都市問題をやっている移民、難民といった問題を各都市がどういうふうを受容して、地域コミュニティを再生していく上で、そういった方々の受け入れの住居から、お子さんがいらっしゃれば教育をどうするか、その費用負担をどうするか。そして、地域でのさまざまな活動に対して、宗教の違いや、どういった施設群まで公的な施設を用意するかという直ちに降りかかる問題を、ヨーロッパ等ではもう大問題が起こっているわけですね。

そういった中で、こういった方々を専門性、技術性、そこに着目して人を受け入れるということをやれば、おのずとそれに付随するいろんな問題、そしてそれに伴う人の移動も必ず出てまいります。それを企業内に閉じ込めるということができなくなれば、必ず地域、コミュニティ社会で受け入れる、それは自治体の責任になります。そこを必ず議論していかなければいけないし、確かに都市部が一番こういった問題が大きくなる。一方、離れると農村部で嫁の来手がないからということで、ASEANの人々を呼び込むというようなことも起こっています。そういったことを正面から議論するということをやりながら、避けてではなくて、こんな中で直ちに議論できると思っていないので、そういったことをやるという決意をした上で、こういった方向性を出していく必要があるのではないかと思います。手続をしっかりと決めていただきたい。

○横浜市長 ありがとうございます。京都市長、お願いします。

○京都市長 大事な議論だと思うんですけども、同時に、この中でも、国の方針でも生産性の向上や国内人材の確保とともにということを書き、そして専門性、技能を有した即戦力と書かれているわけですけども、実際に東京では、夜のコンビニの店員は外国人労働者ばかりになっています。パリ市との友情盟約締結60周年で3日間パリに行ってきましたけれども、コンビニは1店もありません。それでも市民が何も不便性を感じていない。バブル経済がはじけて30年、労働者は大勢いる。そんなもとでどんどんと過剰サービスをしてきた。その過剰サービスを置いたままでどんどん外国人労働者に依存していく。日本社会が未来像を全然描いていない。アスクルがキョウクルになる。そして、商店街が全部潰れていく。宅配便は2日後でも構わない、コンビニはこんなに多く要らない、そういう働き方改革も含めて議論しなければならないことなので、今の状態の延長で移民政策に議論をシフトしようというだけではだめではないかな、このように思います。

日本の社会のあり方そのものにかかわるわけですから、社会統合の議論というのはきちっと明確にするということと、やはり過剰なサービスを排除していくというようなことも触れておくべきではないか。そして、限られた労働者、働き手を子育て支援や安心安全、介護といったところにきちっとシフトしていくことが必要です。コンビニが無人化するまでにはもう少し時間がかかるでしょうし、コンビニの便利さと外国人のコンビニ労働者が大勢増えるのとどっちがいいですか、ちょっと極端な言い方ですけども、そんなことも含めて議論しなければ、踏み込むべき議論でないなと思うんです。

○千葉市長 移民の部分はどうするかというのは議論があると思うんですけども、在留資格の創設が議論されているこのタイミングで、指定都市として何らかの意見を出していかなければいけないというのはそのとおりだと思いますので、そういった中で浜松市長がおっしゃったように、社会統合政策についてしっかり取り組むべきだというのは、指定都市として今までの国の姿勢に対してさらに自治体として言うべきこととしては非常に私的を射ていると思います。

その上で、もし移民政策についての議論が分かれるのであれば、それは例えば3番目に、こういう政策がコミュニティや日本国家に与える影響についてしっかりと検証した上で、その先を考えていくことみたいな移民政策にするのかしないのかも含めて、国として責任があるよみたいなことを入れることによって、よろしいのではないかと私は思うんで

すけれども、いかがでしょうか。

○岡山市長 今の千葉市長と同じ意見なんですけれども、私、国にいるときに外国人をどういうふうに入れられるかという会議に出ていました。省庁によって随分意見が違っていたわけでありましてけれども、今、松井広島市長がおっしゃったこの2行目というのは国の表現で、国としてはまだ移民政策に当然踏み切れない。その状況というのは、当分の間、続くのではないかなというように思うんです。

ただ、国として今の社会統合政策を何とかしなきゃいかんという意識は必ずある。だから、そこをよりやってくださいというところから、我々としては課題をどんどん突きつけていく。そういうふうにしていく中で、当然最終的にはどこかで踏み切らなきゃならないというときが来るんだろうと思うわけでして、今、我々が移民政策を是認するんだというところまではちょっと行き過ぎなんじゃないかなという気が私はいたします。

○堺市長 当面の産業人材や介護・福祉人材の不足を外国の労働者の皆さんに担っていただくということは、私は日本として今緊急措置としてやるべきことだと思います。そして、この中で一番大事なのは、我々自治体として、多文化共生社会を実現していくという観点をしっかり持っていくことが大事であって、社会統合政策も、まさに多文化共生でやっていくということですから、言葉が難し過ぎますので、移民政策とどう関係するのかということになると思いますけれども、もう少し言葉をやさしくして移民政策とは異なるもののというような表現でいいのではないかと思います。

○横浜市長 その他いかがでしょうか。

○浜松市長 基本的に私も移民政策なんて言う必要はないと思ってまして、それを言った瞬間にまたおかしくなってしまうので。ただ、我々現場で30年やってきた立場でいきますと、どうしても外国人を受け入れる、ロボットではありませんから、人間を受け入れるわけですから、当然そこに生活が発生するわけですよ。それをほうっておくというのは、私は国が許せない。受け入れるのであれば、きちんと国がそこまで責任を持つということを書いていかないと、また二の舞になる。国会議員の議論を聞いていても、建設現場で人が足りないから労働者を入れればいいのか、介護の現場で人が足りないから入

ればいいのではないかと。ロボットを入れるわけではないんだから、みんな一人の生活者として来るわけですよ。家族も連れてくれば、そこで地域社会のコミュニティにどう溶け込んでいくか、いろいろな問題が発生してくる。

それに対して我々は現場を預かっていますから逃げられないけれども、国は、そういうことを今まではずっと放置してきたんですね。私は、ここがいいチャンスなので、移民政策とは言わないまでも、これは今までと違って開放政策ですよ。外国人がこれからこの政策によってがっとうてくるとすれば、今までは外国人集住都市会議に参加しているような一部の地域で事足りたんですけれども、これから介護であるとか中小企業の人材確保ということになれば、全国に外国人たちが散らばって行って、全ての地域で同じような問題が起こってくるわけです。ここは出入国管理政策と同時に、社会統合政策についてしっかり国として施策を推進していくべきだということは言うておく必要があるのではないかと。

その上で、それぞれの都市がどういう立場でこれから外国人施策をやっていくかということは、それぞれ温度差があっていると思っています。浜松は積極的に外国人を受け入れていこうということで、欧州評議会が主導するインターカルチュラル・シティ・ネットワークへ加盟しました。これは外国人を脅威として捉えるのではなくて、むしろ外国人の持つ多様性や能力を都市の活力として生かしていこうという都市のネットワークで、欧州評議会からのお誘いをいただきまして、アジアで初めて昨年、そのネットワークに加盟をいたしました。浜松に外国人は今でも2万人以上の方が住んでいますけれども、犯罪発生率は指定都市の中で最下位のほうでございます。

つまり、きちっと外国人と共生できれば、決して治安が乱れることもなく、問題が起こることもないわけございまして、むしろ我々はこれからもっと外国人の持つ能力を生かしていこうと。これは浜松としての施策ですけれども、それを全国に広げていくということではなくて、ただ、少なくともこれからたくさんの外国人が入ってくる時に、最低限の共生に対するいろいろな施策は、国としても責任を持つべきであるということを私はぜひ言うておく必要があるなという思いで提案をさせていただきました。

○川崎市長　一昨年、この指定都市市長会の国に対する要望の中で、外国籍のお子さんたちに対する日本語教育の需要が増えていて、その財政措置がされていない。財務省としては、生徒の数自体が減ってきているわけだから、シュリンクしてもいいのではないかみたいな議論があって、私たちから要望活動をさせていただいたという経緯があります。そ

ういったところは各省庁がちぐはぐなのではないかと思うんですね。これだけ全国で大都市を中心に外国人の人たちが増えてきている中で、今言われていた社会統合施策を私たちは責任を持ってやっていかななくてはいけない立場にあるにしても、国のほうではそれがばらばら感があるということは、しっかりこの中で指摘していくべきことなのではないかと思えます。

最初の移民政策と異なるものとしてというのは、国が言っている話であって、私たちの態度を表明しているわけではないですね。

○浜松市長　そういうことです。これは国が言っていることです。

○川崎市長　そうですね。ですから、そこは私たちが移民政策云々というのは、議論を将来的に深めていけばいい話で、喫緊の課題としてという意味で触れていくべきではないかと思えます。

○横浜市長　それでは、最後に松井市長からご意見を頂戴します。

○広島市長　浜松の鈴木市長さんからの提言を踏まえての書きぶりにかかわるんですけども、2の最後の行のところですけども、「地域の実情に応じた様々な取組が行われていることから」の後の書きぶりですけども、これだけですと国に財政措置だけ要求しておりまして、社会統合政策の要求になっていないんですね。だから、この後に「取組が行われていることから、国において地方自治体の意見を踏まえた社会統合政策の検討を進めるとともに、必要な財源措置」ということで、国にしっかりやってくれということをお願いではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○横浜市長　ありがとうございます。本当に活発な議論を頂戴いたしました。この問題は喫緊の課題であり、将来的には移民政策も含めた検討を行うことについて避けられないと思います。実際、横浜市にはたくさん外国人の方がいらっしゃって、一緒に日々の生活や経済活動を営んでいます。今回は、一步ずつ進めたいと考えています。

では、ご議論いただいた内容を踏まえて、社会統合政策や他文化共生などの文言を前文に入れさせていただくとともに、松井市長がおっしゃった、「外国人政策を総合的に調

整、推進する組織を国が責任を持って設置し検討するとともに、必要な財政措置を求め
る」という内容を加えた文案を考えて、後ほどご説明いたします。

田辺市長のご提案については本当に議論を深めていかなくてはいけない問題ではありますが、時間の都合もありますので、別の機会に皆様で議論をさせていただきたいと思いま
す。ありがとうございました。

それでは、次は「(6) 憲法における地方自治規定のあり方等に係る指定都市市長会提
言(案)」です。これは総務・財政部会からのご提案です。久元神戸市長よりお願いいた
します。

○神戸市長 資料6をご覧くださいと思います。憲法改正の議論が国会、また各政党
においても進んできております。この機会を捉えまして、指定都市市長会として地方自治
の規定のあり方についての提言をしようとするものです。

1つは、市町村のほうは合併が進みまして、市町村の数は極めて少なくなりました。一
方、都道府県の場合は1888年から全く変わっておりません。この結果、都道府県によりまし
て、指定都市、中核市がかなりの部分を占めるところと、指定都市も中核市も1つもない
小規模な自治体ばかりの県と両方ありまして、都道府県と市町村との関係というのは非常
に多様になってきております。また、指定都市市長会が提言をしている特別自治市制度
は、一層制の制度を前提にしているわけです。

しかしながら、最近の議論を見ますと、ともすれば、基礎的な地方公共団体と、これを
包括する広域的な地方公共団体の議論というものが前提になっていることが多いというこ
とですので、この記というところに書いておりますように、憲法における規定の検討に際
しましては、道州制も視野に入れつつ、この二層制を前提とした議論にとどまることな
く、特別自治市制度などそれぞれの地域の特性に応じた多様な地方自治制度を選択できる
ような規定にすべきだという提言をするものです。諸外国を見ましても、例えば広域的な
機能と基礎的自治体の機能とあわせ持つような制度というのは、主要国の中にも存在する
わけですし、そういうような一層制を前提とした規定になるような議論が行われるよう提
言しようとするものです。

○横浜市長 ありがとうございます。ただいまのご報告、ご説明について、ご意見はいか
がですか。皆さんご了承いただけますか。

○浜松市長 大賛成です。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 ありがとうございます。提言活動をしていただきます久元市長におかれましては、よろしく申し上げます。

それでは、次にまいります。「(7) 路線バス等の地域公共交通の維持・確保に向けた指定都市市長会提言(案)」です。まちづくり・産業・環境部会からのご提案ですので、部会長の大森岡山市長よりご説明をお願いします。

○岡山市市長 私は身近な問題を取り上げさせていただきます。

これは前回のこの会議でも報告したものでございますが、路線バス自体は重要な交通手段であり、今後とも維持していかなければならないと思いますが、人口減による利用者の減少、また、運転手不足によって衰退が続いているところでもあります。各市では、その対応策として運行費用の助成、また、コミュニティバス等の導入を行ってはいるものの、なかなか市民の足の確保もままならぬというような状況にあるわけでございます。

この問題の根幹でありますけれども、やはり事業者の経営基盤の弱体化というのが一番ポイントになっていると思います。また、運転手の安定的な雇用も1つであります。それとともに、制度上の課題でございますけれども、2002年の道路運送法の改正で申請があれば、技術上の問題がなければ認可するということになりました。この改正によって利用者の利便の増進が図られたということはございますが、ただ、全体のもう少し広い範囲での面的な維持確保という面では問題が出てきております。過度な競争を抑制するためには、例えば需給調整や調整のできる拘束力のある措置が必要ではないかというように考えております。

そのような背景と課題を踏まえ、議論の方向性として路線バス等の地域公共交通網を維持・確保するため、過度な競争の抑制や財源のあり方を含めた制度を検討することを求めていますどうかというものでございます。

○横浜市長 ありがとうございます。ただいまのご提言に対してご意見はいかがですか。

○広島市長 非常にいい提言だと私は受けとめておるんですけども、この最後の「過度な競争の抑制や財源のあり方」の前に、もしできれば、「地域公共交通の特性を踏まえて」とか、地域ごとに応用がきくような要望をしていただくとありがたいなと思うんです。

○岡山市長 私も、この最終的な調整は自治体しかできないんだろうというように思っております。そういう面では、今、松井市長がおっしゃったような表現を入れることは私は可能だと思いますが、皆さん方からご了承をいただければ、そのようにさせていただきたいと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。皆様よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ただいまのご意見、大変素晴らしいと思います。それでは、そのようにつけ加えさせていただきます。

どうもありがとうございました。議題についてはこれで終了でございます。

それでは、早速報告事項に移りたいと思います。

はじめに、「(1) 部会からの報告」ですが、まず「総務・財政部会」について、部会長の久元神戸市長よりご報告をお願いいたします。

○神戸市長 「第2回総務・財政部会における議論」というペーパーをご覧いただければと思います。

1つは選挙制度の見直しです。期日前投票が増えていまして、当日投票が減っております。一方で投票立会人の確保などが困難となっておりますので、期日前投票のときに必要になる宣誓書というものが不要なのではないだろうか。また、当日の投票が減っておりますので、当日の投票時間の短縮についてもセットで議論できないか、このような議論を進めているところです。これは意見も分かれているところですので、もう少し部会の中で議論をさせていただければと思います。

2番目は定年延長制度をはじめとする人事・給与制度の自律性の確保です。1つは、人事評価が昇任・昇格と連動していないという現状があるわけですけども、これをどういうふう考えるべきなのかということ、それから国が定年延長の議論を行っておりますけ

れども、全く国に倣うような制度については、やはり見直す必要があるのではないか。自由度を高めるような方向で制度的な議論が行われるべきではないかという議論を現在しております。

3番目は、国税・道府県税・市税の情報連携を一層密にしよう。自治体間、あるいは国税との間のデータ連携を行う上でもっと標準化しまして、効率化を図っていくべきではないか。これは実務的な議論ですので、ワーキンググループをつくって議論を行い、部会としての提言につなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。ただいまのご報告に関しましてご質問等はございますか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

次に、「厚生・労働部会」について、部会長の松井広島市長、よろしく申し上げます。

○広島市長 それでは、厚生・労働部会での議論についてのご報告をいたします。

お手元に「厚生・労働部会における議論」というタイトルの資料がございます。それとあわせて、実は我が市の豪雨災害の資料も配られているかと思えますけれども、最初にご挨拶させていただきました。参考のためにということで、地図入りでこんな状況だったというのがありますので、後ほどご覧いただければと思います。

その上で、今回の部会におきましては、検討のテーマ「子育て支援策の抜本的な見直しと充実（児童手当の現物給付化）」ということに関しまして、検討の方向性、提言のイメージの共有、そして地域の実情に応じた子育て支援策の展開のための仕組みの方向性についての意見交換を行いました。

この中で各市からいただいた意見をざっとご紹介いたしますと、地方における子育て支援策のさらなる充実を図るためには、これに関わる費用について、税収の地方への配分見直しを含めて十分な財源措置が必要というふうなご意見がありました。

その上で、児童手当は国が責任を持って行うべきものとされている中で、制度の根幹そのものを変更するには国政レベルでの幅広い議論が必要になるであろう。

また、児童手当は、支給された各家庭において、その目的どおり使われているか検証できないという面がある一方で、子育て家庭の満足度の向上につながっていないという面もあると考えられる。

そして、補助金等を出す国側のルール、システムといったものの変更には、経験則的に見て多大な困難を伴うことから、一旦は地方自治体が受け入れた補助金等を各自治体がある実情や必要性に応じて使途変更を認めてもらえるような制度、例えば特区制度のような仕組みを検討してはどうか。

待機児童問題や子育て支援策の多様化は、特に都市部において顕著になっていることから、まずは指定都市を対象に特例を認めてもらうような提言に結びつけてはどうか。

さらに、具体化するに当たっては、例えば児童手当に関しましては、各家庭が必要とする子育て支援策を選択できるようなもの、いわゆる使途目的を明確にするバウチャーのようなものに組みかえておいた上で新しい仕組みを導入していくなど、そういったことで具体的な事例を示して国に働きかけてはどうかといった意見がございました。

今後は、今日の議論を踏まえて地域の実情に応じた子育て支援策の具体的な仕組みなどについての議論を深めていきたいと考えております。

私からの報告は以上であります。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告についてご意見、ご質問等がございますか。松井市長、ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。「まちづくり・産業・環境部会」について、部会長の大森岡山市長よりご報告をお願いいたします。

○岡山市長 では、第2回まちづくり・産業・環境部会における議論という1枚紙をお出しいただきたいと思っております。

1及び2は、先ほどお話をした問題ですので省略します。

ただ、1.の3つ目の項目であります。自動運転技術、AIとか、そういったものを使った最先端の技術革新の導入なども、こういう生活交通の課題確保につなげられるのではないかというような議論もあり、先ほどの需給調整以外に、こういった議論もこれから必要なのではないかということになっております。

3の次回討議テーマ等でございますが、今日浜松市長より小規模事業者のネット社会への対応、また、福岡市長より創業支援に対する取組の事例紹介が行われました。これらの議論を踏まえて、さらに今後ご議論を深めたいと思っております。

あと1点ご紹介をさせていただきたいんですが、今年の6月5日、6月6日とそれぞれ

閣議決定がなされているものがございます。わかりやすいところで「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」を2、3行だけ読ませていただきますが、「東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市などの中枢中核都市が大半を占めていることを踏まえ、中枢中核都市の機能強化を図り、企業誘致や地域の企業の事業拡大等によって企業活動が活性化し、人や大学が集積する魅力ある拠点にしていくための方策について検討し、年内に成案を得る」というものが決められております。

ちなみに、東京圏への転入超過数の各市ごとの内訳がありますが、上位10市は全て指定都市であります。上位15市中も13指定都市が入っているところであります。それだけ東京圏への転入超過が多いということで、国もこれからこういう中枢中核都市へのでこ入れを議論しようと言っているときでありますので、我々として東京一極集中の受け皿として、いろいろな活動をしていく必要があるのではないかなという議論が今日の部会でなされました。

指定都市として具体的にどんな効果的な施策を国に要求していくのか、部会だけではなくて、指定都市20市全体にお聞きし、また、少し問題なところは東京圏にある指定都市との調整があると思います。そういった調整を図りながら、できればということでもありますけれども、必要があれば、次回市長会議の日程にとらわれることなく、適切な時期に国に提案をしていってはどうかなということでもあります。とりあえず各市にいろいろなお考えをお伺いさせていただきまして、我々のほうでも相模原市さんがおられましたので、ちょっと立場が違うところはございましたけれども、それらも率直な意見を述べていただいて、どうするかということは今後議論させていただければと思っているところであります。

○横浜市長 ありがとうございます。岡山市長のご報告についてご質問はございますか。よろしいですか。

○浜松市長 すみません、部会のメンバーでありながら、1点だけちょっと。

時々私は不思議に思うんですけども、転出の数というのは絶対数で出すんですね。だけれども、それは当然指定都市みたいな規模の大きなところは人数が増えるのは当たり前であって、例えば100万人の都市から100人出たのと、1万人の都市だったら1人出たのと同じ比率なんですね。私は、人口規模、比率で出すことも必要ではないかなと思います。都合よく使い分けてもいいと思うんですけども、交通事故なんかは人口10万人当たりの

死傷者数とかと出しているんですけども、転入転出だけは人口規模関係なく、100人だとか200人だとか人数で出すので、規模の大きい都市は当然多くなるというのは当たり前なものですから、都合のいいときはそれでいいかもしれませんが、使い分けてもいいのではないかなと思います。

○横浜市長 部会の報告についてはよろしいですか。

○浜松市長 これはこれで結構です。

○横浜市長 どうもありがとうございます。その他はよろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは、「文化芸術・教育部会」について、部会長の門川京都市長、よろしくお願ひします。

○京都市長 地方創生の1つとして、文化庁が機能を強化して、遅くとも3年後には京都に全面的に移転する。そうしたことを踏まえて、指定都市が文化で日本中を元気にする、水平連携でしっかりと取り組んでいく、その大きな役割を果たしていこうということで、林会長の発案でこの部会を教育を含めてつくっていただきました。

前回に続き、今日も活発な議論ができました。文化庁の機能の強化については、重要な点が2つあると思います。1つは昨年、文化芸術基本法が改正施行され、生活文化の振興が明記されたことです。そしてもう1つは、文化芸術基本法にも入っていますが、文部科学省の設置法が先の国会で改正されたことです。今まで文化庁は文化庁の所管の仕事だけをしていて、その半分以上が文化財の保存でしたが、これからは文化で国政の全てに横串を刺していくことになります。文化で日本を元気にし、今、話題になっています東京一極集中を是正していく。そのときに指定都市がどういう役割を果たすのか、こういうことであらうかと思っています。

各自治体でどうすることができるかということで、今日は「文化と経済の融合」、「文化芸術による共生社会の実現」を検討テーマとして、各都市のさまざまな取組を紹介していただきました。障がいのある人が文化芸術の行事にお客さんではなく、招く側として参画している等、非常に感銘を受けたさまざまな取組がありました。

そして、まず、アート市場の創造・育成に向けた取組について議論がありました。今回ご講演いただいた綿江氏によると、アート市場の規模は世界で約7兆円、それに対して日本は約2000億円、世界でのシェアは約3%とのことでした。これは極めて少ないなと思っています。もっとも和食が今ブームでして、和食店は、世界に約12万店できました。これも文化なんですけれども、さまざまな面で日本の文化が世界で評価されているにもかかわらず、アート市場は小さいということでもあります。アート市場を活性化することでアーティストの生活が楽になり、そして次々と担い手が育っていく、こんなことが大事じゃないかという提言をいただきました。

また、文化芸術資源、文化財の保存と活用の好循環の創出についても議論を行いました。

そして、地域固有の生活文化の振興と共生社会の実現についても、障がい者芸術等々も含めてさまざまな取組の紹介がございました。

意見交換では、「文化を都市経営の中心に据えることが今後の軸となる。役所の文化芸術行政の体制をどうつくっていくのか、組織のあり方も含めて検討が必要である。」といったご意見や、大西熊本市長からは、「災害のときに「心」を取り戻すために、アートの力がいかに大きいか。災害と文化ということも含めて議論をしていく必要があるのではないか。」といったご意見がありました。また、「文化を公共投資として位置づけ、投資できるようにすべきである。」「文化は民間が中心になって、それをいかに行政が引き出していくかが大事である。」「芸術を学んだ人の就職先がない。これに対して、指定都市がどういう役割を果たしていけるか。そうした点で、どうやって東京一極集中を打破していくか。」「アート市場の創出が芸術家の経済的自立に結びつくような取組にしていかなければならない。」といったご意見もありました。芸大を卒業した人が全部東京に行かなければ仕事がないのが現状です。全部というのは言い過ぎですけれども。

最後ですけれども、ソフト面も含めた「災害に強いまちづくりと文化」、あるいは「環境問題と持続可能な都市経営と文化」、「働き方改革と文化」、「健康長寿の取組と文化」、「消費生活と文化」など、各都市の取組も含め提言していきたいと思います。とりわけ、SDGsの視点もしっかりと踏まえる必要があるのではないかということでもあります。

なお、各都市が創造都市の取組をされている。そうしたことも一度連携していくということも大事ではないか、そんな意見も出ておりました。

○横浜市長 ありがとうございます。大変熱心な議論を展開していただいたと伺っております。

それでは、時間の関係もでございます。ここから少し足早でやらさせていただきます。よろしいですか。

それでは、「国会議員の会担当」の鈴木浜松市長よりご報告をお願いします。

○浜松市長 去る6月5日に指定都市を応援する国会議員の会の役員の皆様との懇談会を開催させていただきました。会期末を控えて国会が緊張している状況でございましたので、心配したんですけれども、当日は塩谷衆議院議員を初め、11名の国会議員の皆様にご出席をいただき、指定都市からも9名の市長の皆さんにご出席をいただきました。本当にありがとうございました。

各市長から喫緊の大都市が抱えます課題について5つのテーマ別にご発言をいただきまして、その後、議員の皆さんとの懇談をさせていただきました。塩谷さんからは、「人口減少、少子高齢化時代を迎え、さまざまな変化が現場で起きている。地域の中心的存在である指定都市の皆さんとともに頑張ってもらいたい。」というまとめをいただきましたけれども、私もかつては向こうサイドにいた立場からしますと、常に議員さんたちには、同じことであってもきっちり伝えておくということが大事でございますので、また国会開会中等を見計らいまして、定期的にこの会を開催していければなと思っております。

また、次期開催時には皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

○横浜市長 いつも大変積極的に活動していただいて、鈴木市長、ありがとうございます。

それでは次に、「災害復興担当」の大西熊本市長よりご報告をお願いいたします。

○熊本市長 それでは、資料10をご覧くださいと思います。

災害対応法制の見直しに関する取組でございますが、5月の指定都市サミットでご報告をしたところでございまして、その後の経緯についてご説明いたします。

国における法改正に向けた動きですけれども、先月、災害救助法の改正案が衆参両院で全会一致で可決され成立したところでございます。この間の皆様方のご協力に感謝を申し上げます。また、法成立を受けて国におきまして、救助実施市の指定基準

の策定作業が始められたところです。先月から内閣府によります指定都市・関係道府県ヒアリングが実施をされておりました、その第一弾として6月28日に熊本市のヒアリングが実施されております。熊本県にも同時にヒアリングされております。

また、8月から行政関係者や建設、住宅関係の団体等が参加する救助実施市指定基準検討会議が開催をされる予定でございます。指定都市からは、仙台市、横浜市、新潟市、京都市、神戸市の皆様にご協力をいただきまして、本市を含めて6市が参加をすることとなっております。

今後、救助実施市の指定基準の策定に当たりましては、希望する全ての指定都市が指定を受けることができる客観的な基準とするよう、引き続き働きかけをしてみたいと考えております。指定都市20市が一体的に取り組んでいくことができますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

私からの説明、報告は以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。この「すべての指定都市が指定を受けることができることを前提とした基準とするよう」というところは、皆様のご協力で一緒にやっていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、「女性活躍・働き方改革担当」市の北九州市の梅本副市長よりご報告をお願いいたします。

○北九州市副市長 北九州市でございます。その前に、先の災害豪雨で広島市さん、岡山市さんほどではないんですけども、北九州市も民家が300戸以上、あるいは崖崩れ200カ所以上、お亡くなりになった方がお2人いらっしゃるということで、指定都市市長会からお見舞いをいただきましてありがとうございます。また、各市長から温かい言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、資料11-1でございますが、お礼だけ申し上げます。「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」ということで、組織のトップが手を取り合って女性の活躍推進についてネットワークを広げ、組織や社会にその意義を伝えていこうとするものでありまして、民間の企業さんが中心となって、現在177名が加入をされております。うち20名が市区町村長ということでお聞きをしております。指定都市ではもう既に岡山市長、千葉市

長、京都市長が加入をされているという実態でございます。

このたび、国のほうからこの市長会に対しまして、男性リーダーの会に加入をしてはどうかという投げかけがありまして、私どものほうで皆様に加入の打診をさせていただきました。大変短い期間でありましたけれども、多くの市長の皆様に加入の意向を表明していただきました。深く感謝を申し上げます。私のほうからはこのお礼でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。私も写真を拝見しましたが、大変積極的に活動されています。ただ、残念なことに私はこれに加入できないので、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございます。

それでは、「公共インフラ長寿命化推進担当」市の相模原市の湯山副市長よりご報告をお願いいたします。

○相模原市副市長 今日に加山市長が2年前に発生しました津久井やまゆり園事件の追悼式に出席をしております関係で、私から今年度の取組につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。資料12をご覧いただきたいと思っております。

初めに、特命事項の内容でございますが、各地方公共団体におきましては、上下水道や道路などの公共インフラと公共施設の長寿命化、再編、更新等が喫緊の課題となっている状況でございます。このため、課題解決に向けた検討・推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、今年度の取組でございますが、指定都市等で構成いたします各分野の担当局長会議等におきまして、これまで検討してまいりました事項などを踏まえまして、提案内容をとりまとめ、国に対しまして要請活動を実施する予定でございます。

なお、本テーマは大変多岐にわたりますことから、今年度は主に土木施設に関する提案に絞らせていただきたいと思いますと考えておりまして、要請先につきましては国土交通省が中心となる見込みでございます。

最後に、今後の進め方でございますが、本日の市長会議で取組内容をご説明させていただきましたので、早速要請文案の調整を行い、各市のご協力もいただきながら、提案内容をとりまとめまして、次回12月の市長会議においてご採択をいただいた上で要請活動を行いたいと思っております。

なお、国に対する要請につきましては、できる限り早期に行うことが望ましいと考えて

ございますので、文案調整が早く終わった際には、12月の市長会議の前に書面協議にてご承認をいただきまして、要請活動を実施させていただく場合もあろうかと思っておりますので、ご承知おきをくださいますよう、あわせてよろしくお願い申し上げます次第でございます。

私からは以上でございます。

○横浜市長 どうもありがとうございます。加山相模原市長におかれましては、今年度から特命担当にご就任いただきましたばかりですが、早速、公共インフラ長寿命化の分野における要請を大変迅速かつ意欲的にご検討いただいております。湯山副市長におかれましては、加山市長によりしくお伝えください。本当にありがとうございます。

それでは、皆様からのご報告は一旦ここで終わりましたが、先ほどの2点の要請についての修文ができております。

まず、「地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言（案）」の修文をいたしますので、事務局長からご説明ください。

○事務局長 それでは、先ほどご意見のありました地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言につきまして、修正しました資料を作成いたしました。配付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

修正箇所につきましては、見え消しとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○横浜市長 お配りした資料の文字がブルーのところですね。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ご了承いただき、ありがとうございます。

次に、「路線バス等の地域公共交通の維持・確保に向けた指定都市市長会提言（案）」の修文です。こちら事務局長からご報告ください。

○事務局長 こちらにつきましても、修正を反映しました資料を作成させていただきました。配付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

追加の箇所については赤字で追加をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

す。

○横浜市長 松井市長、こちらでよろしいですか。

○広島市長 はい。

○横浜市長 皆様、よろしくご了承ください。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、事務局から2点ご報告がございます。よろしく申し上げます。

○事務局長 事務局から2点ご報告をさせていただきます。

初めに、要請活動の実施結果について、でございます。資料13をご覧いただきたいと思っています。

本年5月15日に開催いたしました札幌での指定都市サミット以降に実施いたしました要請活動の実績についてまとめた資料となっております。

一覧にございますように、経済財政運営と改革の基本方針2018に対する指定都市市長会提言につきまして、5月31日に林会長から菅官房長官に提言を行っていただきました。

また、6月6日に門川京都市長から医療的ケア児に対する十分な支援体制の確保に関する指定都市市長会の提言について、厚生労働省の加藤大臣に、同日、下水道施設の改築への国費負担の継続に関する指定都市市長会提言について、国土交通省の石井大臣に提言を行っていただきました。

最後の欄の白本要請につきましては、今年度も各市長の皆様にご協力をいただきまして、7月20日に行っていただきました大西熊本市長からの要請を皮切りに8月にかけて要請を行ってまいります。

要請活動の詳細につきましては2ページ以降に記載してございます。

1点目の報告は以上でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。各市長の皆様にはお忙しい中、要請活動を実施して

いただきまして本当にありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

それでは、事務局長から2点目のご報告をお願いいたします。

○事務局長 2点目の報告事項でございます。

次回の市長会議の開催日程でございますが、12月26日に第46回指定都市市長会議を東京で開催いたします。詳細につきましては今後ご連絡をいたしますので、よろしくお願いたします。

報告は以上でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。

最後にもう1つ、「その他」ですが、実は「来年の指定都市サミットの開催」についてです。それでは、大森岡山市長からよろしく申し上げます。

○岡山市長 来年は岡山市で引き受けさせていただきます。前回、札幌市で開かれた、あんな立派なものではできませんけれども、精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○横浜市長 大森市長、本当にありがとうございます。ただいまも災害対応に日々奔走されていらっしゃる中、快くお引き受けいただきました。サミットの開催を本当に楽しみにしております。どうぞご負担のないようによろしくお願したいと思ひます。

以上で本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。皆様、ご協力ありがとうございます。

何か全体を通してご質問、ご意見等はございますか。最後の方がかなり駆け足になってしまいました。よろしいでしょうか。

それでは、第45回指定都市市長会議を終了させていただきます。

○事務局長 長い間、ご審議いただきましてありがとうございました。お疲れさまでございました。

それでは、事務局よりご案内を申し上げます。この後、16時10分より林会長と熊谷副会長による記者会見を隣のコスモスⅠの会場で行います。記者の皆様方はご移動のほど、よ

ろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

午後 3 時55分閉会